

事 務 連 絡

平成 29 年 6 月 20 日

公益社団法人 全国都市清掃会議 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」の発出について

平素から、環境行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、排出事業者が果たすべき責務や具体的に行う必要がある事項についてチェックリストを作成し、各都道府県・政令市廃棄物処理担当部（局）長に対し、別添のとおり産業廃棄物課長より通知を発出いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴団体におかれましては、同通知の内容について会員団体に周知いただきますようお願いいたします。

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

電 話：03-5501-3157

F A X：03-3593-8264

E-mail：hairi-tekisei@env.go.jp